<u>香川労働局</u>

監査対象 官 署 名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課•室	令和 5 年 10 月 30 日	1 管理事務に関する事項	〇 出勤簿関係	
	から	2 会計経理事務に関する事項	・「赴任」表示漏れ。	・「赴任」の表示を行い、今後の確認に
	令和 5 年 12 月 1 日			ついて徹底することとした。
	にかけて実施		・出勤印押印漏れ。	・出勤印の押印を行い、今後の確認に
				ついて徹底することとした。
			〇 休暇簿関係	
			・電話連絡の記載漏れ。	・電話連絡の記載を行った。
			・年次休暇と総合健診受診のための	・時間の訂正を行い、今後の確認につ
			職務専念義務免除時間が重複	いて徹底することとした。
			・夏季休暇について、「3 日連続して	・理由を記載し、今後の確認について
			取得していない理由」の記載漏れ	徹底することとした。
			〇 超過勤務関係	
			・命令権者が不在であるが押印して	│ ・次度の者の印に訂正した。
			いる。	7 Mil W [W 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2
			〇 旅行命令簿関係	
				 ・旅行者が出勤している日に訂正を行
			発令している。	い、今後の確認について徹底すること
			75 1.0 CV W.	とした。
			 ・命令日が旅行直前になっている。	こうた。 ・命令日の訂正を行った。
			HI I HA WELLEDITOR > CAO.	

監査対象 官 署 名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
高松労働基準監督署 他4署	令和 5 年 10 月 30 日 から 令和 5 年 12 月 1 日 にかけて実施	1 管理事務に関する事項 2 会計経理事務に関する事項	 ○ 休暇簿関係 ・署長が、不在であるのに押印している。 ・電話連絡の記載漏れ。 ・年次休暇と総合健診受診のための職務専念義務免除時間が重複。 ○ 超過勤務関係 ・署長が不在であるのに超過勤務命令を出している。 ・超過勤務終了時刻より退庁時間の方が早い。 ○ 旅行命令簿関係 ・命令簿の作成がなされていない。 ○ 物品関係 ・物品標示票が未貼付の物品があった。 	ついて徹底することとした。
				J-220/20

高松公共職業	令和 5 年 10 月 30 日	1 管理事務に関する事項	〇 出勤簿関係	
同位立六戦末 安定所	から			「左は」のまことに、人後の控制
		2 会計経理事務に関する事項	・押印欄への「年休」の表示もれ。	・「年休」の表示を行い、今後の確認
他5所	令和 5 年 12 月 1 日			について徹底することとした。
	にかけて実施		・出勤印押印漏れ。	・出勤印の押印を行い、今後の確認
				について徹底することとした。
			〇 休暇簿関係	
			・当日請求の電話連絡の記載もれ。	・備考欄に電話連絡の記載を行っ
				<i>t</i> =。
			・休暇の撤回が朱書でなく、二重線及び	・休暇の撤回を朱書で行った。
			押印による抹消で行われている。	
			・年次休暇と総合健診受診のための職	・時間の訂正を行い、今後の確認に
			 務専念義務免除時間が重複。	ついて徹底することとした。
			 ・夏季休暇について、「3 日連続して取得	・理由を記載し、今後の確認につい
			 していない理由」の記載漏れ。	て徹底することとした。
			│ │○ 超過勤務関係	
			・超過勤務予定時間が 17:00~になって	 ・時間の訂正を行った。
			いる。	F-11-10-11 Tr 2-11 2728
			│ ・	 ・時間の訂正を行い、今後の確認に
			いる。	ついて徹底することとした。
			・超過終了時刻と退庁時刻の乖離があ	・理由書を作成した。
			るが、理由書が提出されていない。 	
			〇 物品関係	
			・物品標示票が未貼付の物品があった。	・物品標示票を貼付し、今後徹底す
				ることとした。

	・重要物品の所在が不明	・所在確認を行い、今後の確認につ
		いて徹底することとした。
	○会計関係	
	・事務補助者、補充的補助者の解任・任	・事務補助者、補充的補助者の解
	命処理ができていない。	任・任命処理を行った。
	明処理ができていない。	は「は即処理を打りた。